

阿南工業高等専門学校人権教育推進専門委員会規則

(平成16年4月1日)

(規則第16号)

(設置)

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校学生委員会規則第8条第2項の規定に基づき、阿南工業高等専門学校人権教育推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学生等に対する人権教育（いじめを含む。）に関する事項
- (2) その他学生等に対する人権教育の推進に関する事項

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学生主事及び学生主事補の中から学生主事が指名する者 2名
 - (2) 副教務主事及び教務主事補の中から教務主事が指名する者 1名
 - (3) 副寮務主事、寮監及び寮務主事補の中から寮務主事が指名する者 1名
 - (4) 専攻科担当教員の中から専攻科長が指名する者 1名
 - (5) 本校の教員の中から学生主事が指名する者 若干名
- 2 学生主事が必要と認める教員をその都度委員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条第1項に規定する委員の任期は、1年とし、再任を防げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員長)

第5条 専門委員会に専門委員長を置き、第3条第1項第1号の委員の中から学生主事が指名した者をもって充てる。

- 2 専門委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 専門委員長に事故あるときは、専門委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(議事)

第6条 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは専門委員長の決するところによる。

(審議結果)

第7条 専門委員長は、専門委員会の審議結果を、速やかに学生主事に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 専門委員長が必要と認めるときは、専門委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 専門委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 専門委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校人権教育推進委員会規程（平成12年5月10日規程第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年7月8日から施行する。